

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 号
件 名	障がい者の誰もが安心して暮らせる防災マニュアルの作成について
要 旨	<p>迷惑ですか。迷惑かけていますか。隔離されたほうがいいですか。どうして優しくできないのですか。私たちは家族と一緒に生活をしたいのです。新潟市には、障がい者防災マニュアルがありません。笑顔も心も命も奪われるなんて悲しいです。いろいろな事情により、自分の望まない状況に置かれているため、命の安全確保が不安なのです。</p> <p>中央区長，市民協働課，自治協議会は地震，津波が発生したら，避難情報を知らせ，避難所まで付き添い，搬送するとマニュアルには記載してありますが，無理な支援はしません。災害がおさまリ，安全確認をしてから，安否救助を開始すると言っています。障がい者には，大雨，台風のときの対応と，地震発生時の対応が違うことの説明がなく，何も配慮がありません。</p> <p>アパート，マンションも，災害時はオーナー，不動産会社が安否救助，確認をして，災害対策本部に報告することを勝手に決めています。誰も知りません。無責任です。私たちを置き去りにすることもされることも説明をしません。配慮する，努める，充実すると，言葉の人災だらけです。</p> <p>障害者権利条約があります。私たち抜きで，私たちのことを勝手に決めないでと訴えられました。</p> <p>ことし4月1日より，新潟市手話言語条例が制定されたことを，区長，市民協働課は理解していません。また，障がい者のために，公報と監査報告書については，市政情報室に文書での設置を禁止とし，わかりやすく，いつでも利用しやすい，親切なインターネットのみの公開とすべきです。監査委員事務局も議会も承認しました。</p> <p>命を生かす，助けるための避難システムが，他の都市並みに必要であるため，以下のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 令和元年6月13日 } 市民厚生常任委員会 第3項 }</p>
受 理	令和元年5月30日 第130号

陳情第5号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 障がい者にも、タイムリーに災害の状況等に関し具体的な情報を的確に提供し、指示に万全を期すこと。2 地震の安否付き添いは、津波がおさまってから安全確認をした後に活動すること。3 災害時の集合住宅等の安否救助は、オーナー、管理不動産会社が災害対策本部に必ず報告する仕組みをつくること。
--	---